

# 入札公告

R3徳島 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 駐車場舗装工事について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

徳島県東部県土整備局長

## 1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 工事名 R3徳島 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 駐車場舗装工事  
(2) 路線名等 鳴門総合運動公園  
(3) 工事箇所 鳴門市撫養町立岩  
(4) 工事概要 施工延長 L=58.4m アスファルト舗装工 A=2,150m<sup>2</sup>  
(5) 施工期間 契約締結日の翌日から110日間  
(6) 設計金額 10,619千円（税抜き）  
(7) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札（価格競争）の共通事項」（以下「共通事項」という。）の2及び3に示すとおりである。  
(8) その他  
① この入札は、原則として徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。  
② この入札は、最低制限価格制度を適用する。  
③ 未公表の入札情報を入手しようとした場合には、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づき入札参加資格停止になることがある。  
④ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

## 2 入札手続き等に関する事項

### （1）契約条項の閲覧等

入札手続き	期間	場所等
契約条項の閲覧	令和3年5月28日（金）～令和3年6月24日（木）	徳島市南末広町6-36 徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 契約・指導担当
設計図書等の電子閲覧（全て）	令和3年5月28日（金）～令和3年6月23日（水）	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス（県PPI))
設計図書等に関する質問書の提出	1回目 令和3年5月28日（金）～令和3年6月8日（火）	徳島市南末広町6-36 徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 道路整備第二（鳴門）担当 fax 088-623-4026 E-mail tobu_ks_t@pref.tokushima.jp
	2回目 令和3年6月9日（水）～令和3年6月14日（月）	
質問書に対する回答書の電子閲覧	1回目 令和3年6月10日（木）～令和3年6月23日（水）	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス（県PPI))
	2回目 令和3年6月16日（水）	

～  
令和3年6月23日（水）

- ※1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- ※2：設計図書等に関する質問書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により着信を確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。  
なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載する。
- ※3：2回目の質問書提出期間には、1回目の質問書に対する回答に対しても再質問することができる。
- ※4：入札公告、関係書類および図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載している。
- ※5：紙閲覧を希望する事業者は6(1)の問い合わせ先まで連絡すること。

## (2) 入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和3年5月29日（土） 午前8時30分 ～ 令和3年6月18日（金） 午後5時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和3年6月21日（月） 午前8時30分 ～ 令和3年6月23日（水） 正午	電子入札システム
開札執行	令和3年6月24日（木） 午前9時40分	徳島市南末広町6-36 徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 3階入札室

※1：電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 令和3年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に建設工事の種類が「舗装工事」で登載されている者であること。  
(2) (1)の参加資格業者名簿に登載されている者のうち、次の要件のいずれかに該当する者であること。

- ① 県内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所が徳島県内にある者）で、舗装工事の格付けがA級又はB級の者であり、令和2年度に東部県土整備局徳島庁舎で開札執行した舗装工事（特殊舗装は除く）について、東部県土整備局徳島庁舎管内（鳴門・松茂・板野に限る。）における工事で指名実績又は入札参加実績（無効となった者を除く。）を有する者  
② 県外業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所が徳島県外にある者）で、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の舗装工事の総合評定値（経営事項審査結果の総合評点）が1000点以上の者であり、令和2年度に東部県土整備局徳島庁舎で開札執行した舗装工事（特殊舗装は除く。）について、東部県土整備局徳島庁舎管内（鳴門・松茂・板野に限る。）における工事で指名実績又は入札参加実績（無効となった者を除く。）を有する者

※「特殊舗装」とは、カラー舗装、薄層舗装、クレー舗装、ゴムチップ舗装、ウレタン舗装等

- とする。
- (3) この入札の公告日時点で、アスファルトフィニッシャ(2.4m級以上), タイヤローラ(8t級以上), モータグレーダ(3.1m級以上)及びマカダムローラ(10t級以上)をそれぞれ全て保有(レンタルを除く。)する者であること。
- (4) 次の要件を全て満たす技術者を当該工事に配置できること。
- ① この建設工事に関し、建設業法第7条第2号イ、又はハに該当する者
- ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
- (5) (1)の参加資格業者名簿における「舗装工事」の年間平均完工事高（格付けに当たり使用した経営事項審査における年間平均完工事高）を2倍した金額が、この工事の入札金額以上であること。

#### 4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を同時に提出しなければならない。

提出期間は2の(2)の期間とする。

- (1) 確認資料
- 次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の5に記載してある。
- ① 入札参加資格確認票（様式1）
- (2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に掲げる追加書類を提出すること。

#### 5 その他

主任技術者の配置については、次ページの<注意事項>を確認し、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

#### 6 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約に関する事項  
徳島市南末広町6-36  
徳島県東部県土整備局徳島庁舎契約・指導担当（電話088-653-8812）
- (2) 入札参加資格及び工事内容に関する事項  
徳島市南末広町6-36  
徳島県東部県土整備局徳島庁舎道路整備第二（鳴門）担当（電話088-653-8815）

## <注意事項> 主任技術者の配置要件について

請負代金額（消費税込み）が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていませんことから、増工等により請負代金額が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であったとしても、仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

### ◆建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業(7業種)			他の建設業(左記以外の22業種)		
土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業				一般建設業			
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の合計額		4,000万円以上 (建築一式6,000万円)	4,000万円未満 (建築一式6,000万円)	4,000万円 (建築一式6,000万円) 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)		①1級国家資格者 ②指導監督的実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事(工事1件の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事の場合)は7,000万円)以上の工事)に配置される場合					
	監理技術者資格者証	専任を要する場合は必要※	不要		専任を要する場合は必要※	不要	

※専任を要する監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したものの中からこれを選任しなければなりません。（法第26条第5項）

なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することないように講習を受講していかなければなりません。

また、選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第6項）

### 罰則等

- ・特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。